

◎新潟県告示第1118号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
さくら薬局 長岡 四郎丸店	長岡市四郎丸4 丁目6番19号	名称	エイケン堂 四郎 丸薬局	さくら薬局 長岡四 郎丸店	令和2年9月1日
さくら薬局 長岡 千手店	長岡市千手2丁 目4番3号	名称	エイケン堂薬局 千手店	さくら薬局 長岡千 手店	令和2年9月1日
さくら薬局 長岡 古正寺店	長岡市古正寺1 丁目2839番地	名称	エイケン堂薬局 かわにし店	さくら薬局 長岡古 正寺店	令和2年9月1日